

都市計画代々木公園における事業着手の必要性について（案）

① 事業計画上の取り扱い

- 「都市計画公園・緑地の整備方針（改訂）（平成23年12月）」では、平成32年度までに優先的に事業を進める予定区域を「優先整備区域」として定めると共に、優先整備区域以外の区域についても、以下の場合にはできるだけ、早期に事業化に取り組んでいくこととしている。

- ・概成している公園・緑地において、僅かに残る区域の事業化が必要となった場合
- ・大規模用地や既に開園している区域に隣接する土地等で、整備効果が高く、地権者の協力が得られるなど早期に事業化する必要が生じた場合 等

- 都市計画代々木公園は、下記により早期に事業化に取り組んでいく公園として考えられるものであり、優先整備区域を決定しない場合においても、事業化を進める必要がある。

- ・代々木公園は、避難場所に指定されているほか、大規模救出・救助活動拠点や災害時臨時離着陸場候補地にも指定され、防災上の観点から整備の必要性が高い公園である。
- ・代々木公園は明治神宮と一体となって大規模な緑地を形成する数少ない都心の緑の拠点であり、水と緑のネットワークの形成に重要な公園である。
- ・国立代々木競技場は競技会場（ハンドボール、車いすラグビー）であり、オリパラ開催を踏まえ、隣接する代々木公園においてオープンスペースなどのレクリエーション機能を拡充する必要がある。（詳細は次頁②、③、④の通り。）
- ・岸記念体育会館敷地の公園化と水道局ポンプ所建て替えに伴う上部利用による公園化により、僅かに残る未事業区域（面積約1.2ha、都市計画公園面積の約1.8%）全ての事業化が可能となる。
- ・大規模用地（約1.2ha）であるほか、既存の代々木公園や国立代々木競技場と一体となった公園整備が可能になるなど、整備効果が高く、地権者の協力が得られるタイミングが整ったため、事業化を進めるものである。

※参考 都市計画代々木公園の面積内訳



